



藤枝市 こども計画

概要版



令和7年3月



藤枝市
Fujieda City

計画策定の趣旨

すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指し、こどもに関する施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同年12月には、「こども大綱」が閣議決定されました。

本市では、“こどもは、社会の希望であり、未来を創る力である”という考えのもと、「藤枝市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育てに関する様々な施策を推進してきました。さらに、「藤枝市こども家庭センター」の設置や「藤枝市こども基本条例」の施行など各種課題に対応する取組を進めています。

このたび、「第2期藤枝市子ども・子育て支援事業計画」が期間満了になることから、こども基本法や藤枝市こども基本条例に基づき、こどもに関する施策を一体とした「藤枝市こども計画」を策定することとしました。この計画により、今を生きるすべてのこども・若者が、夢と希望を抱きながら幸せに暮らすことができる「こどもにやさしいまち」の実現を目指し、こども・若者施策を総合的に推進していきます。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画最終年度である令和11年度に計画の評価及び見直しを行い、次期計画を策定します。

年度	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031
	第2期藤枝市 子ども・子育て 支援事業計画		藤枝市こども計画					次期計画 (2030～2034)	

計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「こども基本法」では、こどもの定義として、「『こども』とは心身の発達の過程にある者をいう」とされており、こどもや若者が大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指していますが、本市では、令和6年4月1日に施行した「藤枝市こども基本条例」の定義に基づき、若者の対象年齢については40歳未満とし、必要なサポートが途切れないうようにするものとします。

基本理念



すべてのこども・若者が尊重され、
自分らしく幸せに生活できる
「こどもにやさしいまち」藤枝



次代を担うこどもや若者は、市民共有の財産であり、将来への希望そのものです。

この基本理念に基づく取組を着実に実施しながら、こどもにやさしいまちづくりを推進することで「こどもまんなか社会」の実現につなげるとともに、こども・若者の健やかな成長により、すべての世代の市民が幸せになるまちづくりを進めていきます。

施策の体系

目標

1

こどもまんなか社会に向けた
気運醸成

2

こども・若者等の心身の
健康づくり

3

こども・若者が安全・安心に
暮らせる環境づくり

4

こども・若者が希望を持てる
社会づくり

5

子育て支援と教育の充実

6

配慮が必要なこども・若者
への支援の充実

取組の方向性

- (1) 情報提供・啓発活動の推進
- (2) こども・若者の意見聴取・反映と活躍促進
- (3) こども・若者を見守り、支える地域づくり

- (1) 母子に対する健康支援
- (2) こども・若者の体力づくり支援
- (3) こども・若者のこころの成長支援

- (1) 安心して過ごせる学校環境づくり
- (2) いじめや不登校に対する取組の推進
- (3) こども・若者の安全確保に係る取組の推進

- (1) 豊かな学びを支える教育の充実
- (2) こども・若者の将来への夢を育む環境づくり
- (3) 若者の就労に向けた支援
- (4) 結婚やこどもを持つことへの支援

- (1) 教育、保育サービスの充実
- (2) 子育て相談や支援の充実
- (3) 仕事等と子育ての両立支援
- (4) ひとり親家庭への支援

- (1) 虐待の防止、早期対応
- (2) ヤングケアラーの支援
- (3) 障害のあるこども・若者への支援
- (4) こども・若者の貧困の解消に向けた支援

施策の主な内容

目標1

こどもまんなか社会に向けた気運醸成

○「こどもまんなか社会」「こどもにやさしいまち」の実現のため、様々な機会を捉えて普及、啓発活動を行うとともに、こども・若者の主体的な参加の機会を確保します。

○こども・若者や子育て世帯が安心・快適に暮らせるよう、地域全体で見守り、支える体制づくりを推進します。

(1) 情報提供・啓発活動の推進

- こども基本法等の周知
- こども基本法やこどもの権利に関する社会気運の醸成



(2) こども・若者の意見聴取・反映と活躍促進

- こども等の意見を聴く機会の確保と市政への反映

(3) こども・若者を見守り、支える地域づくり

- こども家庭センターにおける切れ目のない包括的な支援
- こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり

目標2

こども・若者等の心身の健康づくり

○若者や妊産婦、子育て当事者が孤独や不安を感じることなく安心してこどもを産み育てられるよう、個々に寄り添ったきめ細やかで切れ目のない包括的な支援を行います。

○すべてのこども・若者が、心身の状況や置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送るため、健康や体力づくりを推進します。

(1) 母子に対する健康支援

- 性や妊娠に関する正しい知識の定着と特定妊婦等への切れ目のない支援
- 母子保健対策の推進

(2) こども・若者の体力づくり支援

- 学校や地域におけるこどもの体力向上のための取組の推進
- 小児医療体制の充実と連携の推進

(3) こども・若者のこころの成長支援

- いのちを守り人に寄り添う総合的取組



目標3

こども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり

○いじめや不登校、暴力などの対策や、互いの人格や個性を尊重し合う教育を行い、すべてのこども・若者が安心して学び健やかに育つことができる学校環境づくりを推進します。

○犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険からこども・若者を守る対策の強化を図ります。

(1) 安心して過ごせる学校環境づくり

- 体罰や不適切な指導の根絶
- 性的指向やジェンダーアイデンティティの理解



(2) いじめや不登校に対する取組の推進

- いじめ防止対策の強化
- 不登校のこどもへの支援体制整備とアウトリーチの強化

(3) こども・若者の安全確保に係る取組の推進

- 防犯・交通安全対策、防災対策等の推進
- こども・若者の非行防止と自立支援

こども・若者が希望を持てる社会づくり

○こどものこころと体の健やかな成長のため、個々のニーズや多様性に対応した教育環境の充実を図ります。
○若者が、将来に夢や希望を持ち、自らの意思で就労、結婚、出産など将来を選択し、自立するための支援を行います。

(1)豊かな学びを支える教育の充実

- 学校における教育の充実
- 国際交流や多文化共生の推進
- 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備



(2)こども・若者の将来への夢を育む環境づくり

- 男女平等教育や女性活躍に向けた支援
- 次世代を担うための教育の推進



(3)若者の就労に向けた支援

- 若者への職業能力育成支援や就職支援
- 高等教育段階の修学支援

(4)結婚やこどもを持つことへの支援

- 結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援

子育て支援と教育の充実

○子育て世帯が、経済的な不安や負担感を持つことなく、育児と仕事を両立しながら子育てできる環境づくりを推進します。
○必要な時に必要なサービスを受けることができる体制の整備を進め、教育・保育サービスの充実を図ります。

(1)教育、保育サービスの充実

- 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、病児保育などでの支援の充実
- 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続
- 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減

(2)子育て相談や支援の充実

- 妊婦・子育て世帯への経済的支援の充実
- 医療費等の負担軽減
- 子育て世帯への相談支援・情報発信の強化



(3)仕事等と子育ての両立支援

- 男女ともに働きやすい環境の整備
- 共働き・共育での推進

(4)ひとり親家庭への支援

- 生活支援、子育て支援、就労支援等の実施
- こどもに届く生活・学習支援

配慮が必要なこども・若者への支援の充実

○虐待や貧困、ヤングケアラーなど、困難な状況にあるこども・若者を誰一人取り残さず、それぞれの状況に合わせた迅速かつ適切な支援を行います。
○障害や発達に特性があるこども・若者への支援体制の充実を図ります。

(1)虐待の防止、早期対応

- 子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化
- 連携による虐待防止や早期発見

(2)ヤングケアラーの支援

- 連携による早期発見・早期対応

(3)障害のあるこども・若者への支援

- 地域における障害児の支援体制の充実
- 医療的ケア児への支援体制の強化

(4)こども・若者の貧困の解消に向けた支援

- 連携による教育支援の推進
- 生活の安定に資するための経済支援、相談支援等の充実



教育・保育事業等の量の見込みと確保方策

■ 教育・保育事業

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等で、小学校就学前の乳幼児の教育・保育を実施する事業です。

● 認定別こどもが利用できる施設

	対象となるこども		利用可能施設			
			認定こども園	幼稚園	保育所	地域型保育事業
1号認定	3歳以上	保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	○	○		
2号認定	3歳以上	保育の必要性あり (教育のニーズあり)	○	○		
		保育の必要性あり (教育のニーズなし)	○		○	○
3号認定	3歳未満	保育の必要性あり	○		○	○

● 量の見込み及び確保方策

(単位:人)

		令和7年度					令和11年度				
		1号認定	2号認定	3号認定			1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
量の見込み		1,518	1,212	271	411	462	1,300	1,038	249	425	443
確保方策	特定教育 保育施設	1,553	1,414	173	306	354	1,518	1,414	173	306	354
	地域型 保育施設	—		100	164	184	—		100	164	184
	幼稚園 (私学助成)	420	—	—	—	—	420	—	—	—	—
	合計	1,973	1,414	273	470	538	1,938	1,414	273	470	538

■ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

令和8年度から、保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行います。

● 量の見込み及び確保方策

(単位:延べ人/日)

		令和8年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	27	27
	確保方策	28	28
1歳児	量の見込み	19	19
	確保方策	19	19
2歳児	量の見込み	19	19
	確保方策	19	19



■ 地域子ども・子育て支援事業

表の見方: 上段 下段
量の見込み 確保方策

事業名		単位	令和7年度	令和11年度	事業内容
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ	人/年	1,602	1,374	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、発育段階に応じた遊び等ができる生活の場、遊びの場を提供し、健全な育成を図る事業。
			1,539	1,539	
	放課後子ども教室	人/年	480	510	放課後や週末等に、小学校や公共施設等を活用し、地域住民の協力を得て、スポーツ、文化活動などの体験活動や交流活動、学習機会等を提供する事業。
			480	510	
	連携または一体型	人/年	310	340	放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、保護者の就労状況を問わず、すべての児童が参加できる学習・体験活動プログラムを実施する事業。
			310	340	
利用者支援に関する事業 (子育てコンシェルジュ、こども家庭センター、妊娠・出産包括支援)		か所 (合計)	9	9	幼稚園、保育所、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。
			9	9	
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター事業)		人/年	106,416	102,144	乳幼児及びその保護者が交流できる場所を提供し、地域の子育て支援の拠点として子育てについての相談、情報提供等を行う事業。
			107,000	104,000	
妊婦に対して健康診査を実施する事業		回/年	10,444	9,506	安全・安心な出産のために、妊婦の健康診査に係る経済的負担を軽減することにより、医療機関等への受診を勧奨する事業。
			10,444	9,506	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		人/年	748	684	生後4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する相談や指導、必要なサービスの情報提供等を行う事業。
			748	684	
養育支援訪問事業		人/年	86	78	子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭に対し、養育の不安感や負担感を軽減させるため、訪問支援を実施する事業。
			86	78	
育児サポーター派遣事業		人/年	150	140	保育士が、出産後間もない時期の乳児をもつ家庭を訪問し、育児相談や子育てに関する情報提供等の育児支援を実施する事業。
			150	140	
子育て短期支援事業		人/年	29	26	保護者が、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等において、一定期間、必要な養育または保護を行う事業。
			30	30	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		回/年	2,730	2,255	育児の援助を受けることを希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
			2,730	2,255	
幼稚園型一時預かり事業 (在園児の延長保育)		人/年	100,998	86,522	幼稚園・認定こども園(1号認定)の在園児に対して、教育課程に係る教育時間の前後や夏休み等の長期休業期間に幼児教育を行う事業。
			100,998	86,522	
一時預かり事業 (幼稚園型を除く非在園児の一時保育)	保育所、認定こども園	人/年	4,995	4,279	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児に対して、主として昼間、保育所や認定こども園等で一時的な保育を行う事業。
			4,995	4,279	
	その他	人/年	5,552	5,037	
			5,552	5,037	
時間外保育事業 (延長保育事業)		人/年	656	595	保育所・認定こども園(2号・3号認定)の在園児に対して、保育時間を超えて概ね午後7時までの保育を実施する事業。
			656	595	

事業名		単位	令和7年度	令和11年度	事業内容
病児・病後児保育事業		人/年	1,717	1,492	発熱等の急な病気になったときや病気等からの回復期にある乳幼児を、専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業。
			1,920	1,920	
実費徴収に係る補足給付事業		人/年	40	40	・特定教育・保育施設を利用する生活保護世帯に対して、幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業。 ・幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯及び小学校から数えて第3子の世帯に対して副食費の費用を助成する事業。
			40	40	
産後ケア事業	短期入所 (ショートステイ)型	人/年	299	275	出産後1年未満の母子に対し、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業。
			299	275	
	通所 (デイサービス)型	人/年	2,094	1,924	
			2,094	1,924	
	居宅訪問 (アウトリーチ)型	人/年	598	550	
			598	550	
子育て世帯訪問支援事業		人/年	12	20	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を支援する事業。
			12	20	
児童育成支援拠点事業		人/年	1,300	1,300	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、個々の状況に応じた包括的な支援を行う事業。
			1,300	1,300	
親子関係形成支援事業		人/年	106	106	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供や情報の交換ができる場を設けるなどの必要な支援を行う事業。
			106	106	
妊婦等包括相談支援事業		人/年	2,339	2,148	妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業。
			2,339	2,148	
“子育てするなら藤枝” 推進プロジェクト事業			子育てに不安を感じている若い世代が、子育てに対し尊さや幸せを感じることができる環境づくりをさらに推進するため、民間(子育て支援団体等)のアイデアやノウハウを活用したセミナーや各種講座、イベント等の開催による出産や育児不安の解消につなげる事業です。これにより、子育て世帯や支援団体間のネットワークを構築するとともに、地域における子育て支援の力を底上げしていきます。		



藤枝市 こども計画

概要版

発行年月：令和7年3月

発行：藤枝市

編集：藤枝市 健康福祉部 こども未来応援局 こども課

住所：〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山 1-11-1

T E L：054-643-3246 F A X：054-643-3260

メールアドレス：jido@city.fujieda.shizuoka.jp

